

## 表彰規程

第1条 この規定は真空科学および真空技術の向上と発展に寄与した顕著な業績に対して日本真空学会が行なう表彰について定める。

第2条 真空科学に関する表彰を「熊谷記念真空科学論文賞」、真空技術に関する表彰を「真空技術賞」、若手会員の業績を表彰するものを「真空進歩賞」、会員への啓蒙に関する表彰を「真空会誌賞」という。

第3条 この表彰の基金は第6回真空科学国際会議記念基金と寄附金をもって当てる。表彰に要する経費は基金の利息をもって当てることを原則とする。

第4条 表彰への応募資格および被推薦資格は原則として本会会員による業績とする。

第5条 熊谷記念真空科学論文賞の対象は、原則として表彰を行う年の3月までの1年間に発刊された「JOURNAL OF THE VACUUM SOCIETY OF JAPAN」誌に発表された独創的な優秀論文とする。ただし数年にわたって継続発表されたものを含む。

第6条 真空技術賞の対象は、表彰を行う年の3月までに公知となっている優れた製品、開発された新技術および技術論文などとする。ただし、技術論文は原則として表彰を行う年の3月までの1年間に発刊された「JOURNAL OF THE VACUUM SOCIETY OF JAPAN」誌に発表されたものに限る。

第7条 真空進歩賞は真空に関する学理および技術の進歩に貢献する当該年度4月1日現在39歳以下の若手会員の業績を表彰するものとする。

第8条 真空会誌賞の対象は、原則として表彰を行う年の3月までの1年間に発刊された「JOURNAL OF THE VACUUM SOCIETY OF JAPAN」誌に掲載された

原著論文以外の記事で、会員にとって啓発的、教育的であり、真空科学および真空技術の進歩向上を促すものとする。ただし数年にわたって継続発表されたものを含む。

第9条 表彰は第5条、第6条、第7条、第8条に該当する業績をあげた個人または団体に対する賞状および副賞記念品贈呈をもって行なう。賞状は共同研究、共同開発の場合には関係者全員に贈り、団体の場合にはその代表者1名に贈る。

第10条 表彰件数は原則として毎年「熊谷記念真空科学論文賞」「真空技術賞」「真空進歩賞」および「真空会誌賞」各1件とし、該当するものの無い場合には取り止め、次年度に繰り越さない。

第11条 表彰は毎年真空に関する連合講演会会期中に会長が行なう。

第12条 受賞候補は会員より推薦された候補から、表彰審査会が選考を行い理事会に提案する。

第13条 理事会は前条により提出された受賞業績候補について、審議のうえ、受賞業績ならびに受賞者を決定する。

第14条 この規程の改廃は理事会の決議による。

### 附則

- 1.この規程は昭和51年2月21日より施行する。
- 2.この規程は平成24年1月18日開催の理事会で改定し、平成24年2月28日より施行する。